

〈報道発表資料〉



八潮市新型コロナウイルス対策本部長

まん延防止等重点措置に伴う市主催イベント・施設利用等の対応

令和3年7月16日に埼玉県におけるまん延防止等重点措置を講じるべき区域に本市が追加指定され、令和3年7月20日から8月22日まで協力要請があったため、この間の市が主催するイベント、市の公共施設の利用等については、次のとおり対応します。

1 市主催のイベント等について

令和3年7月20日(火)から8月22日(日)まで、市主催のイベント等は、原則として、徹底した感染防止対策を講じた上で開催します。

2 市の公共施設の利用について

屋内施設・屋外施設とも、令和3年7月20日(火)から8月22日(日)まで、次の感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。ただし、午後8時以降の利用を休止します。

●感染防止対策

以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラスなど）
- ・身体的接触を伴う行為（競技団体などの定めるガイドラインに則った行為を除く）

3 添付資料

- ・まん延防止等重点措置に伴う市主催イベント・施設利用等の対応方針

※今後の協力要請内容や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

問合せ先

健康福祉部新型コロナウイルス対策課 課長 遠藤 雅之 内線 246

まん延防止等重点措置に伴う 市主催イベント・施設利用等の対応方針

令和3年7月19日

八潮市新型コロナウイルス対策本部

令和3年7月16日に埼玉県におけるまん延防止等重点措置を講じるべき区域に本市が追加指定され、令和3年7月20日から8月22日まで協力要請があったため、この間の市が主催するイベント、市の公共施設の利用等については、次のとおり対応します。

※ただし、今後の協力要請内容や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

1 市主催のイベント等について

令和3年7月20日(火)から8月22日(日)まで、市主催のイベント等は、原則として、徹底した感染防止対策を講じた上で開催します。

2 市の公共施設の利用について

屋内施設・屋外施設とも、令和3年7月20日(火)から8月22日(日)まで、次の感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

ただし、午後8時以降の利用を休止します。

●感染防止対策

以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラスなど）
- ・身体的接触を伴う行為（競技団体などの定めるガイドラインに則った行為を除く）